

## A 「蒲郡衛生二七」

### ○管理者の保有する個人情報の保護等に関する規則

(平成二十八年六月二十七日)  
規則 第三号

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例（平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号）の規定に基づき、管理者の保有する個人情報の保護等に關し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 管理者の保有する個人情報の保護等に關する必要な事項は、市長の保有する個人情報の保護等に關する規則（平成十年蒲郡市規則第三十六号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。

(読み替規定)

第三条 蒲郡市規則本則中「条例」及び「蒲郡市個人情報保護条例」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例第二条

において準用する蒲郡市個人情報保護条例」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替え、同規則様式中「蒲郡市長」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合管理者」と、「蒲郡市」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合を」と読み替えるものとする。